

令和元年12月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 令和元年12月20日 午前10時00分

2番 栗林澄恵
3番 木内文雄
4番 新見 準
5番 小川喜敬
6番 山田雅士
7番 小澤孝延
8番 角 麻子
9番 小菅耕二
10番 木村利晴
11番 石井孝昭
12番 桜田秀雄
13番 林 修三
14番 山口孝弘
15番 小高良則
16番 加藤 弘
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 林 政男
20番 鈴木広美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小向繁展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
総務部参事(事)財政課長		會嶋禎人
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
国 保 年 金 課 主 査	片 岡 正 美
高 齢 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 副 主 幹	齋 藤 晋 一
水 道 課 長	海 保 直 之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 査 補	吉 井 博 貴
主 任 主 事	村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

令和元年12月20日(金) 午前10時開議

- 日程第1 議案第1号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第2 議案第3号から議案第16号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第3 議員派遣の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項について、2件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、吉田国保年金課長にかわり片岡主査が、中村下水道課長にかわり齋藤副主幹の出席となります。

次に、本日の欠席の届けが小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小澤孝延議員の退席を求めます。

（小澤孝延議員 退席）

○議長（鈴木広美君）

これから常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

加藤弘文教福祉常任委員長。

○加藤 弘君

文教福祉常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る12月13日に委員会を開催し、審査しました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりですが、議案第1号の審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第1号は、指定管理者の指定についてです。

これは、八街市障がい者就労支援事業所の指定管理者として、社会福祉法人光明会を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「現在の事業所管理状況について伺います。職員数及び通所人数は」という質疑に対して、「配置基準により管理者1名、常勤1名以上のサービス管理責任者、利用者数に応じた職業指導員及び生活支援員が職員として配置されています。事業所の定員は20名で、平成30年度の契約者数は37名、年間利用者数は延べ5千799人です」という答弁がありました。

次に、「指定管理者の指定を継続する内容だが、別団体の新規参入、応募はあったのか」という質疑に対して、「公募を行った結果、応募者は光明会のみでした」という答弁がありました。

次に、「年間38万円の支出以外は、光明会で採算性をとり、実施しているのか」という質疑に対して、「そのとおりです」という答弁がありました。

次に、「労働条件について、1人あたりの賃金は」という質疑について、「平成30年度の実績では、平均月額で1万8千644円です」という答弁がありました。

次に、「指定期間の8年間の根拠は」という質疑に対して、「指定管理者制度のガイドラインでは3年から5年となっておりますが、本件の事業所では、精神障害者の方ということもあり、事業所になじみ、職員との信頼関係の構築に時間がかかるということと、短い期間では事業者の運営が安定しないため、前回と同様に8年間としました」という答弁がありました。

次に、「指定管理者の候補者決定のポイントは。また、本事業所は市外からの利用は可能か」という質疑について、「8年間、特に問題なく運営したことが大きな点です。また、市外からも通所されている方がいます」という答弁がありました。

採決の結果、全員賛成のもと、原案のとおり可決としました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました議案第1号に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

議案第1号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第1号の討論を終了いたします。

議案第1号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

小澤孝延議員の入場を許します。

(小澤孝延議員 入場)

○議長（鈴木広美君）

日程第2、議案第3号から議案第16号を一括議題とします。

これから常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承ください。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、木村利晴総務常任委員長。

○木村利晴君

総務常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る12月12日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第3号は、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてです。

これは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度を導入するにあたり、その勤務条件等を規定するため、新たに条例を制定しようとするものです。

審査の過程において委員から、「第3条、給与について、10時以降の深夜勤務手当の記載が必要ではないか」という質疑に対して、「時間外勤務は、所属長の命令により実施することとなるので、深夜勤務を命令することは想定していません」という答弁がありました。

次に、「他自治体では任用期間を独自ルールで設定しているところもあるようだが、検討は」という質疑に対して、「会計年度任用職員は1会計ごとに任用し、期限の設定は考えておりません」という答弁がありました。

次に、「会計年度任用職員に移行する特別非常勤職員は何名で、どのような職種か」という質疑に対して、「会計年度任用職員に移行する職員は19名で、職種としては、社会教育指導員、家庭教育指導員、学校教育相談員、家庭児童相談員、市税等収納補助員、母子父子自立支援員、婦人相談員、消費生活相談員、市税等徴収指導員です」という答弁がありました。

次に、「任用職員制度導入にあたって、賃金、システム導入などの財政負担があると思うが、どのくらい必要となるのか」という質疑に対して、「平成30年度の実績をもとに、会計年度任用職員に移行した場合の人件費では約7千200万円程度です。システム改修については、約100万円程度と見込んでおり、国・県の財源措置については不透明です」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「この条例制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、臨時・非常勤職員を1年任用の会計年度任用職員に移すためのものです。既に国から三位一体改革等による地方財政への圧迫や、正規職員の定数削減を迫られる中で、地方自治体の臨時・非常勤職員を急増

させてきました。本市の臨時職員は279人。来年度からの会計年度任用への移行は、フルタイム職員48名、パート職員231名となります。市職員は正規職員と再任用職員24名を含め850名で、会計年度任用職員と再任用職員は32.8パーセントと、約3分の1を占めています。

今回の改正には、期末手当の支給や育児休暇など、これまでになかった前進の内容も含まれていますが、会計年度任用職員は、いつまでも非正規雇用、いつでも雇い止め可能、生活できる賃金が保障されないなど、多くの問題とともに、会計年度ごとの任用と雇い止めを自治体の判断でできるようにしたことは、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことにつながります。

本来、地方自治体は住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、恒常的かつ専門性が求められ、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするという大原則がありますが、今回の法改正により、フルタイムの非正規職員の存在が正面から認められたこととなります。総務省の「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」の報告で、今回の常勤と非常勤の概念について、常勤職は本格的業務であり、典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定されるとしています。このことは、正規職員の定員削減、非常勤職員を増やし、安上がりの行政を進めることが可能となるということです。継続性、専門性、地域性が求められる自治体職員の働き方が大きく変わろうとしています。

住民の安全・安心を守るために、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営の原則を堅持すること、そして、本格的、恒常的業務を担う非正規職員を正規化すること、非正規職員の雇用安定、待遇改善こそ重要であることを指摘し、反対するものです」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、千葉県最低賃金等の改正に伴い、市税等収納補助員の報酬について、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「最低賃金の引き上げにより改正が行われますが、4月以降の会計年度任用職員制度導入により給与はどのように変わるのか」という質疑に対して、「現行の非常勤特別職としては、1節報酬から支出していましたが、会計年度任用職員制度への移行後は、パートタイム会計年度任用職員となり、報酬、通勤手当、期末手当が支給されることとなる予定です」という答弁がありました。

次に、「非常勤職員は7.5時間、パートタイム会計年度任用職員は7.75時間となっているが、7.75時間で14日間と7.5時間で14日間では単価が変わると思うが」という質疑に対して、「非常勤特別職としての収納補助員は7.5時間により委嘱しています。来年度からの会計年度任用職員となった場合は、時給単価に7.75時間を加味して支給します」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、10款災害復旧費の内4項第3表債務負担行為補正1追加の内(61)から(67)及び(103)から(104)、第4表地方債補正1追加及び2変更についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「未熟児養育医療負担金について、本市の未熟児の人数は」という質疑に対して、「平成29年度が12人、平成30年度が10人、今年度は現在13人です」という答弁がありました。

次に、「経営体育成支援事業補助金の具体的な内容は」という質疑に対して、「農業の担い手が経営規模の拡大、複合化などに取り組む際に必要な農業用機械、施設の導入について支援するものです。今回は農家の方からパイプハウス5棟、省力機械2機について導入するものです」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「総務管理費の一般職給料は、災害対応時に時間外手当に流用したことによる補正ですが、災害対応の時間外の時間数は」という質疑に対して、「台風15号では1万6千361時間、約4千690万円、さらに台風19号と台風21号を加えた合計では約2万5千100時間、約7千160万円です」という答弁がありました。

次に、歳出8款では、「八街南部出張所の建て替えに伴う用地購入費608万1千円の購入面積は」という質疑に対して、「1千平方メートルを予定しています」という答弁がありました。

次に、「今後のタイムスケジュールは」という質疑に対して、「消防組合の事業となりますが、令和2年度に実施設計、令和3年度から4年度にかけて庁舎建設の予定です」という答弁がありました。

次に、債務負担行為補正では、「庁舎フロアマネジャー業務について、同じ業者が行っているが、入札方法は」という質疑に対して、「本業務は一般競争入札を行っております。業務内容として、設備を持っている業者が若干有利となるような業務ではありませんので、結果として同じ業者となっています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、今年度の人事院勧告を鑑み、職員の給与を適正水準に保つため、給与等の引き上げ及び勤勉手当の見直しなどを行うため、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「人事院勧告の民間との格差の具体的な額は」という質疑に対して、「国との格差比較では387円です」という答弁がありました。

次に、「住居手当が4千円引き上げとなるが、対象者は何人なのか」という質疑に対して、「現在の対象者は84人です。そのうち増額対象は35人、減額対象は43人です」という

答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度を導入するにあたり、勤務時間、休暇等について、規則への委任を規定する必要があるため、所要の改正をしようとするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款についてです。

審査の過程において委員から、「被災農業施設等復旧支援事業補助金の今後の流れは」という質疑に対して、「本補助金は決定前着工のため、既に施設再建に取り組んでいる農家もあります。農家の施設再建事業完了後に完了検査を速やかに行い、交付する予定となっております。今年度中に事業が完了した場合は今年度中に交付決定を行います」という答弁がありました。

次に、「パイプハウス再建の具体的な棟数は」という質疑に対して、「2千478棟の施設再建要望があり、全てを対象として進めています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、加藤弘文教福祉常任委員長。

○加藤 弘君

文教福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号の審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第5号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「地方税法改正により引き上げとなるが、県内全域で改定さ

れるのか」という質疑に対して、「今回の引き上げは、平成31年3月29日に公布された改正地方税法施行令によるものです。本市は施行から1年遅れで引き上げを行っている状況です。県内自治体では改正法の施行と同時に新たな限度額にしている市町村もあります。印旛管内では、白井市を除く市町村の申し合わせにより1年遅れで限度額を引き上げています」という答弁がありました。

次に、「どのくらいの所得で課税限度額の対象となるのか」という質疑に対して、「医療給付分の課税限度額が58万円から61万円となった場合に、どのくらいの所得で課税限度額に到達するのかという試算では、単身世帯では従来の約733万円から約773万円に、夫婦世帯では従来の約702万4千円から約742万4千円、夫婦と子ども2人の4人世帯では約641万円から約681万円になるものと見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「今年度の国保財政状況は」という質疑に対して、「現在の保険税収納状況は、昨年度の同時期と比べ、概ね1ポイント程度上がっている状況です。最終的な決算もできれば本年度も黒字で終わればと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「今回の改正は、国民健康保険被保険者に係る税負担の公平性を維持するため、医療保険分の課税限度額について、現行の58万円から3万円引き上げて61万円にするものです。医療保険分の課税限度額61万円への引き上げによって、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた国保税額の課税限度額は96万円に引き上げられます。平成27年度から令和2年度までの6年間で国保税課税限度額は19万円、1年間に約3万1千円の引き上げがされてきました。

国は、自治体に国保料・税の大幅連続値上げを迫る圧力を強めています。今回の医療保険分の課税限度の引き上げで終わりではありません。今後、国保税医療保険分、介護納付金分も引き上げの方向です。今でも高過ぎる国保税を引き上げれば、市民の健康、命、暮らしを守ることはできません。

厚労省は国保税の値上げを抑えたり、引き下げるために、一般会計から国保特別会計に独自に公費繰り入れを行う自治体に対し、国保の保険者努力支援制度により、国が出す交付金を減らすペナルティー措置を令和2年度から導入する方針です。自治体独自の施策を禁止すれば、憲法が定める地方自治の本旨を侵すことになるため、厚労省はこれまで公費繰り入れは自治体の判断でできると国会答弁してまいりました。にもかかわらず、厚労省は憲法の趣旨に反して、国保税負担を全面的に抑える公費繰入金は赤字だとして、削減・解消を迫っています。国保税の高騰は、国が国庫負担を減らしたからであり、全国知事会や市長会などでも求められている国庫負担の増額により、国保税を抜本的に引き下げることが市民の願いです。

以上の理由から、医療保険分の課税限度額を引き上げる、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対します」。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、性的少数者に配慮するため、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削除することについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「今回の条例は全国的に行われるのか」という質疑に対して、「総務省から技術的助言として全国に通知されています。ただし、項目の削除、時期については各自治体に任されており、12月1日現在、県内54自治体のうち、23市町で性別項目が削除されています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目及び3目、9款教育費、10款災害復旧費の内3項、第2表繰越明許費の内9款教育費、第3表債務負担行為補正1追加の内(68)から(77)及び(105)から(122)についてです。

審査の過程において委員から、「歳出3款では高齢者外出支援タクシー利用助成費増額の算定方法は」という質疑に対して、「本年の9月末までの実績と昨年度の9月末までの実績を比較し、年度末までの伸び率を勘案し算出しました」という答弁がありました。

次に、「保育園費の一般職人件費減額の理由は」という質疑に対して、「育児休業取得等による減額です」という答弁がありました。

次に、「母子援護対策費の返還金について、自立支援教育訓練事業、高等職業訓練促進事業を多くの方が利用していただくような周知徹底は」という質疑に対して、「児童扶養手当の支給または現況届の通知等に掲載して周知していきます」という答弁がありました。

次に、9款では、「幼稚園費の子育てのための施設等利用給付事業費の具体的な内容は」という質疑に対し、「未移行幼稚園の預かり保育事業の不足分で、当初40人分を見込んでいましたが、利用者が増加したことによる増額です。また、未移行幼稚園の施設等利用費については、無償化の制度前の就園奨励費を基準として、当初222人分を見込んでいましたが、所得制限で対象外の人たちも無償化の制度改正により対象となり、利用者が増加したことなどによる増額です」という答弁がありました。

次に、10款では、「保健体育施設災害復旧費の具体的な内容は」という質疑に対して、「市営グラウンド、スポーツプラザの危険性の高い倒木処理については予備費により緊急対応済みです。今回の補正は、危険性が低い中央グラウンドの観覧席屋根シート、外野フェンスなどの修繕工事です」という答弁がありました。

次に、債務負担行為では、「小・中学校教育用コンピュータ保守業務の7校分の台数は」という質疑に対して、「実住小学校、笹引小学校、二州小学校、二州小学校沖分校、川上小学校、八街北小学校、八街北中学校にそれぞれ40台ずつです」という答弁がありました。

次に、「病後児保育業務の過年度実績は」という質疑に対して、「子どもの病気、けがの回復期限定の業務で、登録者数は増加していますが、利用者数は延べ5人でした」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「診療報酬明細書点検業務の見込額は」という質疑について、「令和2年度の当初予算要求額は184万8千円です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務は職員で作成できないか」という質疑に対して、「本業務は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画を1つの計画として策定するもので、アンケート調査業務の企画や設計等、及び介護保険事業の実績検証などを実施して、計画期間内の介護保険事業の健全な運営を行うための目標設定などには専門的な知識を必要とすることから委託するものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上で付託議案の報告を終了しますが、若干、当日実施した八街北中学校と郷土資料館の台風15号による被災状況を現地調査した結果を報告します。

八街北中学校においては、家庭科教室等が雨漏りにより、教室にて授業が実施されていないとのことであります。本年度中に改修されるとのことでありますが、生徒のために、できるだけ早く授業の再開に向けての準備をお願いいたします。

郷土資料館においても、屋根等の破損により雨漏りがひどく、閉館状態が続いております。郷土資料館の一刻も早い再開に向けての計画等を作成し、市民の皆様が早くご利用していただけるよう、お願いいたします。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、角麻子経済建設常任委員長。

○角 麻子議員

経済建設常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る12月16日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりですが、審査内容について要約して、ご報告申し上げます。

議案第7号は、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついてです。

これは、道路構造令の改正に伴い、自転車通行帯に関する規定を追加するため、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「八街バイパスは暫定で中央公民館から国道409号まで供用開始していますが、将来的に4車線になった場合、該当するのか」という質疑に対して、「自動車、自転車等の交通量を勘案の上、県で検討すると思いますが、交通量的には該当しないと考えています」という答弁がありました。

次に、「本市で、今後本条例に該当することはありますか」という質疑に対して、「現状では、歩道と車道が分離されている道路であり、車道の部分に帯状の通行帯を設置できるだけの路肩に余裕幅がある場合は考えられますが、現状での計画はありません。今後、歩道等を拡幅する場合において、交通量の多い場合は検討したいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてです。

これは、下水道事業について、地方公営企業法を一部適用し、官公庁会計から企業会計方式へ移行するにあたり、新たに条例を制定しようとするものです。

審査の過程において委員から、「企業会計方式への移行に伴う効果は、どのようなことを見込んでいるのか」という質疑に対して、「官公庁会計方式では現金の収支を記録するだけです。内容が簡単でわかりやすい反面、資産や負債がどれくらいあるか、将来の経営状況を見通していく上で、重要な情報がわかりづらいという面があります。企業会計方式を導入することで、資産や負債の額を正確に把握することが可能になり、将来の経営状況を正しく見通すことができるようになると考えています。また、法適用の会計を実施しませんが、国の交付事業の対象にならない部分があり、業務上さまざまな支障がありますので、交付税措置が受けられる現段階で、現在企業会計への移行準備を進めています」という答弁がありました。

次に、「人口減少等による料金収入の減少は、この条例を制定することによって、それを補えることになるのか」という質疑に対して、「本条例を制定することによって、料金収入の減少を補えるものではありません。地方公営企業法を適用することによって、固定資産評価額等が予算に標記され、ストックマネジメント計画を立て、どのように運営をしていくか明らかにし、バランスのとれた経営をしていくものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費のうち1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費の内2項、第2表繰越明許費の内7款土木費、第3表債務負担行為補正1追加の内(78)から(102)についてです。

審査の過程において委員から、歳出6款では、「落花生まつり事業費の減は、祭りの中止に

よることですが、14節使用料及び賃借料減の内容を伺う」という質疑に対して、「ステージ、テント、イスなどの賃借を予定していましたが、賃借の契約に興業中止保険料25万9千200円もあわせて契約してましたので、保険料以外の賃借料を減額するものです」という答弁がありました。

次に、「落花生まつり事業費の当初予算は約259万円でしたので、準備に約68万円使用したことになりますが、準備内容を伺う」という質疑に対して、「準備に要した費用は、ポスター、チラシ、のぼり旗、看板等の作成費になります」という答弁がありました。

歳出7款では、「市営住宅改修工事实施設計では、九十九路団地と長谷団地の築年数と耐震及び消火設備の状況を伺う」という質疑に対して、「九十九路団地は、築41年から44年、長谷団地は築31年から35年です。また、それぞれ耐震診断を実施し、耐震性は備えてあり、消火設備については各階ごとに消火器を設置してあります」という答弁がありました。

次に、「けやきの森公園進入路の幅員はどのように考えているのか」という質疑に対して、「国道409号側は、昨年度、入り口の拡幅工事を実施しました。県道八街停車場線側は、入り口を含めて国道409号と同じような形状で拡幅工事を予定しているところですが、けやきの森公園の入り口箇所は擁壁により出ているところがありますので、これらを含めて、これから拡幅工事をどのように進めるか、関係部署と協議を進めながら検討しているところ」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出5款農林水産業費、第2表繰越明許費補正、第3表債務負担行為補正1追加についてです。

審査の過程において委員から、歳出5款では、「被災農業施設等復旧支援事業の対象戸数は何件見込んでいるのか」という質疑に対して、「施設の建て替えや修繕については約380件、補強については約70件の要望がありました。また、パイプハウスで申しますと2千741棟の被害報告があり、うち2千478棟の再建要望がありましたので、90パーセントぐらいの方が再建を要望していることになります」という答弁がありました。

次に、「被害調査はどのように進められたのか」という質疑に対して、「台風通過後は、農政課職員、農業委員会職員、県の改良普及課の職員に応援をいただき、全域を調査し、全体の被害を把握しました。その後、連合会等を通じて各農家さんから個々の被害状況を挙げてもらいました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し

上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各常任委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第3号から議案第16号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前10時59分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

これから討論を行います。

議案第3号及び議案第8号に対し丸山わき子議員から、議案第5号に対し京増藤江議員から、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第3号及び議案第8号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第3号、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、また議案第8号の八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、反対討論するものであります。

まず、議案第3号でございます。

この条例制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、地方自治体で働く臨時・非常勤職員を1年任用の会計年度任用職員に移すためのものがございます。既に国から三位一体改革等による地方財政への圧迫や、正規職員の定数削減を迫られる中で、地方自治体の臨時・非常勤職員を急増させてきました。本市の臨時職員は279人。来年度からの会計年度任用への移行は、フルタイム職員48名、パート職員231名となり、市職員は正規職員と再任用職員24名を含め850名で、会計年度任用職員と再任用職員は32.8パーセントと、約3分の1を占めることになります。非常勤職員の正規化、正職員の定員拡大など、根本的な対策はありません。

今回の改正には、期末手当の支給や育児休暇など、これまでになかった前進の内容も含まれていますが、会計年度任用職員は、いつまでも非正規雇用、いつでも雇い止め可能、生活できる賃金が保障されないなど、多くの問題とともに、会計年度ごとの任用と雇い止めを自治

体の判断でできるようにしたことは、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことにつながります。

本来、地方自治体は住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、恒常的かつ専門性が求められ、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするという大原則がありますが、今回の法改正により、フルタイムの非正規職員の存在が正面から認められたこととなります。総務省の「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」の報告で、今回の常勤と非常勤の概念について、常勤職は本格的業務であり、典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定されるとしています。このことは、正規職員の定員削減、非常勤職員を増やし、安上がりの行政を進めることが可能となるということです。継続性、専門性、地域性が求められる自治体職員の働き方が大きく変わろうとしています。

住民の安全・安心の暮らしを支えるために、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営の原則を堅持すること、また、恒常的業務を担う保育士など、非正規職員の正規化を図っていくこと、さらに、非正規職員の雇用安定、待遇改善こそ重要であることを指摘し、反対するものであります。

議案第8号の八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定についての反対討論であります。

この条例は、公共下水道事業の地方公営企業法の一部を適用し、これまでの官公庁会計の下水道事業特別会計の設置に関する条例を廃止し、企業会計方式に移行する条例の制定です。

このことにより、今後人口減少などによる下水道使用料の減少、施設の老朽化が進行していることから、公営企業に移行することで、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて経営・資産等の正確な把握、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図るとしています。企業会計が一般会計から分離し、独立採算制が経営原則となります。これは経営収支だけでなく、資本収支も含めて採算性が求められることになり、実質的には一般の企業の経営方法と同じになります。

この間、一般会計からの繰り入れによって、下水道料金の値上げが抑制されてきました。しかし、独立採算が導入されれば、企業としての経済性を強めることになり、使用料金の値上げをせざるを得なくなります。条例では、第3条の経営の基本に、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定していますが、企業の独立採算制は市民生活に大きな影響を及ぼすことは明らかであり、公共の福祉増進にはつながらないことを指摘いたします。

総務省は平成27年1月、地方自治体に公営企業会計導入を通知し、今年1月にも拡大集中取組期間を徹底する通知を出しています。しかし、法的にも、公会計導入判断は、地方自治体の裁量権もあり、より慎重な取り組みが必要です。この制度導入の目的は独立採算制と市民負担増につながる使用料の算定であり、到底、受け入れられるものではありません。

以上の立場から反対するものであります。

○議長（鈴木広美君）

次に、京増藤江議員の議案第5号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対して反対討論いたします。

今回の改正は医療保険分の課税限度額について、現行58万円から3万円も引き上げて61万円にするものです。医療保険分の課税限度額61万円への引き上げによって、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた国保税額は93万円から96万円に引き上げられます。国保税の課税限度額は、本市において、平成27年度から令和2年度までの6年間で19万円、1年間に約3万1千円引き上げられました。

国は自治体に国保料や国保税の大幅、連続値上げを迫る圧力を強めており、今回の医療保険分の課税限度額の引き上げで終わりではありません。令和3年度には、医療保険分、介護納付金引き上げの方向です。今でも高過ぎる国保税を引き上げれば、市民の健康や命、暮らしを守ることはできません。家族が増えるほど国保税が高くなるため、子育て世帯の負担が大ききことも問題です。

厚労省は国保税の値上げを抑えたり、引き下げるために、一般会計から国保特別会計に独自に公費繰り入れを行う自治体に対し、国保の保険者努力支援制度により国が出す交付金を減らすペナルティー措置を2020年度から導入する方針です。自治体独自の施策を禁止すれば、憲法が定める地方自治の本旨を侵すことになるため、厚労省はこれまで公費繰り入れは自治体の判断でできると国会答弁してきました。それにもかかわらず、厚労省は憲法の趣旨に反して、国保税負担を全面的に抑える公費繰入金は赤字だとして、削減・解消を迫っています。

その一方、自治体が条例を通じて行う被災者や子ども、生活困窮者などの国保税の独自減免に充てる公費繰入金は赤字に分類せず、2020年度以降もペナルティーの対象外とする方針です。この間、各地で赤字にならない繰入金を活用した取り組みが広がっており、本市においても、低所得者に対する国保税減免を来年度から実施予定です。このような自治体の国保税負担の軽減努力とともに、必要なことは、全国市長会や全国知事会などが求めている国庫負担の増額により国保税を抜本的に引き下げ、社会保障の一環としての国保制度の役割を果たすことです。

以上の理由から、医療保険分の課税限度額を引き上げる、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対いたします。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決の順番を変更し、分割して行います。順番は、最初に議案第3号から議案第8号、次に議案第14号から議案第15号、次に議案第9号から議案第13号、次に議案第16号を採決いたします。

最初に、議案第3号、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につ

いてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。
この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和元年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、令和2年1月31日に白井市で開催される印旛管内正副議長連絡協議会定例会、及び令和2年2月6日に銚子市で開催される千葉県北総地区市議会正副議長会臨時会に、配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和元年12月第3回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしました。閉会のご挨拶といたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時19分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号
委員長報告、質疑、討論、採決
2. 議案第3号から議案第16号
委員長報告、質疑、討論、採決
3. 議員派遣の件

.....
議案第1号 指定管理者の指定について

議案第3号 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第9号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

議案第10号 令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第11号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第12号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第14号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 角 麻 子

八街市議会議員 小 澤 孝 延